

防 防 国 第 3 9 2 3 号  
1 9 . 4 . 1 3  
防 防 国 第 1 1 2 9 1 号  
一 部 改 正 2 6 . 7 . 2 5  
防 防 国 第 1 8 号  
一 部 改 正 2 7 . 1 0 . 1

大 臣 官 房 長  
各 局 長  
施 設 等 機 関 の 長  
各 幕 僚 長  
情 報 本 部 長 殿  
技 術 研 究 本 部 長  
装 備 施 設 本 部 長  
防 衛 監 察 監  
各 地 方 防 衛 局 長

事 務 次 官

防衛交流の基本方針について（通達）

標記について、防衛交流の今後の方向性を明確化し、省全体としての整合性を確保した防衛交流を実施するため、別添のとおり定められたので、関係職員に周知徹底されたい。

添付書類：防衛交流の基本方針

# 防衛交流の基本方針

## 目次

- 1 策定の趣旨
  - (1) 国際情勢等の変化
  - (2) 新たな防衛計画の大綱の下での主体的・積極的な取組の必要性
  - (3) 防衛省全体としての一体性・整合性確保の必要性
  - (4) 本基本方針の内容・位置付け
- 2 防衛交流の意義・目的
  - (1) 基本的な相互理解及び信頼・友好関係の増進（一般的な意義・目的）
  - (2) 安全保障上の諸課題への対応（具体的な意義・目的）
- 3 防衛交流の手段
  - (1) 主体等による分類
  - (2) 参加国数等による分類
- 4 防衛交流のあり方に関する基本的考え方
  - (1) 効率的な防衛交流の実施
  - (2) 意義・目的に応じた防衛交流の実施
- 5 今後の防衛交流の方向性
  - (1) 国際協力の強化に直接的に寄与する防衛交流の実施
  - (2) 多様な手段の活用による防衛交流の深化
- 6 防衛交流の更なる推進のための検討
- 7 防衛交流の実施における留意事項
  - (1) 防衛省本省の内部部局、各幕僚監部、防衛装備庁、各機関における連携強化
  - (2) 防衛駐在官との連携強化
  - (3) 情報保全の徹底
  - (4) 政府関係部局との調整
  - (5) 米国との連携
  - (6) 在京武官との調整
- 8 本基本方針の今後の見直し
- 9 地域別及び国別の交流の在り方の策定
- 10 防衛交流企画・実施体制の拡充及び中期的な防衛交流計画の策定
- 11 防衛交流に関する委員会の設置

## 1 策定の趣旨

### (1) 国際情勢等の変化

近年に至り、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下してきているが、我が国の周辺では、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が存在するとともに、多数の国が軍事力の近代化に力を注いできている。その一方、平成13年の米国同時多発テロ以降、従来のような国家間の軍事的対立を中心とした問題のみならず、国際テロや大量破壊兵器の拡散等の非伝統的脅威が注目されるようになってきており、国家間の相互協力・依存関係が一層進展する中で、国際テロの防止、大量破壊兵器等の拡散防止、海上の安全保障、災害・戦災等の復旧・復興支援等、国際的な安全保障環境の改善を図るための国際協力が二国間・多国間で積極的に進められている。

こうした安全保障環境の下、当初は偶発的な軍事的衝突等を防ぐための近隣諸国との信頼醸成を主眼とするものであった防衛交流に期待される役割にも変化が見られ、防衛交流は、質的に深化し、量的に拡大する趨勢にある。具体的には、①平素から、信頼醸成を図ることに加えて、国際社会との協力関係を構築・強化しておくことが、防衛交流の主要な意義として認識され、②国際社会との協力関係の構築・強化の観点から、防衛交流は、近隣諸国を超えたグローバルな広がりをもたせてきている。また、このような変化とこれまでの交流の積み重ねに伴い、③親善的な性格のみならず実務的な性格を有する交流や対話のみならず行動を伴う交流が、重要になってきている。

なお、以上のような防衛交流の性格の変化に伴って、相手国によっては防衛交流と日米協力との間の同質性が高まってきており、防衛交流全般を日米協力と全く異質のものとして考えることは不適切になってきているが、同盟国である米国との防衛分野での協力は、従来通り、他の国との防衛交流とは別個のものとして扱う。

### (2) 新たな防衛計画の大綱の下での主体的・積極的な取組の必要性

以上のような変化の中で、我が国としても、諸外国との良好な協調関係の確立、米国との緊密な協力関係の一層の充実、核兵器のない世界を目指した現実的・漸進的な核軍縮・不拡散の取組等、防衛交流を含む国際的な安全保障環境の改善を図るための取組をより主体的・積極的に進める必要がある。これまでも、我が国は、国連平和維持活動、国際緊急援助活動に加え、特に平成13年以降は、テロ対策特措法やイラク人道復興支援特措法の下、自衛隊を海外に派遣し、米国をはじめとして諸外国と、実際の活動とともにする機会も増えてきている。更に、平成16年12月に定めら

れた「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」は、安全保障の目標として、「我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともにその被害を最小化すること」、「国際的な安全保障環境を改善し、我が国に脅威が及ばないようにすること」を掲げ、我が国自身の努力、同盟国との協力及び国際社会との協力を統合的に組み合わせることにより、これらの目標を達成することとしている。同大綱は、このような考え方の下、「国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組」を防衛力の役割の一つとして掲げ、その中で「平素から、各種の二国間・多国間訓練を含む安全保障対話・防衛交流の推進（中略）など、国際社会の平和と安定に資する活動を積極的に推進する」としており、防衛交流を安全保障の目標を達成するための重要な手段と位置付けている。このような状況の中、平成19年1月には、国際平和協力活動等の本来任務化が実現した。

### （3）防衛省全体としての一体性・整合性確保の必要性

防衛省においては、防衛省本省の内部部局、各幕僚監部・各自衛隊、防衛装備庁、防衛研究所、防衛大学校等の多くの機関が、各種の交流を実施してきており、各関係部局が実施する交流について、それぞれの特性を踏まえつつも、防衛省全体としての一体性・整合性を確保する必要性が高まっている。

### （4）本基本方針の内容・位置付け

以上のとおり、国際情勢等の変化に伴い、質的に深化し、量的に拡大する防衛交流について、防衛省全体としての一体性・整合性を確保しつつ、主体的・積極的に実施していくため、ここに「防衛交流の基本方針」として、①防衛交流の意義・目的及び手段を整理・分類した上で、②今後の防衛交流のあり方に関する基本的な考え方及び方向性を、防衛交流の実施における留意事項と併せて示すとともに、③それらの考え方及び方向性を具体化・実現していくための枠組を示すこととする。

防衛省としては、本基本方針の下、防衛交流を効果的に実施することにより、我が国を含む国際社会の平和と安定に資するよう努めるものとする。

## 2 防衛交流の意義・目的

当初は偶発的な軍事的衝突等を防ぐための近隣諸国との信頼醸成を主眼とするものであった防衛交流に期待される役割にも変化が見られ、信頼醸成に加えて、国際社会との協力関係の構築・強化が防衛交流の主要な意義として認識されてきている。また、このような意義・役割の変化やこれまでの防衛交流の積み重ねによる関係の進展により、防衛交流には、より具体的な成果

が求められてきている。以上のような状況を踏まえて、防衛交流の意義・目的を整理・分類すると以下のとおり。

(1) 基本的な相互理解及び信頼・友好関係の増進（一般的な意義・目的）

安全保障上の共通の関心事項についての国際社会との協力関係の構築・強化、安全保障上の懸念事項の解消（不安定要因の顕在化の防止）といった具体的な国際安全保障上の諸課題に効果的に対応していくためには、その基盤として、基本的な相互理解及び信頼・友好関係が必要である。基本的な相互理解及び信頼・友好関係が存在しないところでは、具体的な課題（将来あり得べきものも含む。）を解決していくことは、極めて困難である。このような基本的な相互理解及び信頼・友好関係を増進することは、あらゆる国、あらゆる種類（ハイレベル交流、実務者交流、部隊間交流等）の防衛交流に共通する基礎的な意義・目的である。

(2) 安全保障上の諸課題への対応（具体的な意義・目的）

(ア) 安全保障上の共通関心事項についての国際社会との協力関係の構築・強化

① 連携強化

国際テロの防止、大量破壊兵器等の拡散防止、海上の安全保障、災害・戦災等の復旧・復興支援等は、一国のみでなく、多数の国による幅広い、かつ効果的な協力があって、初めて適切な対応が可能となるが、そのような協力を可能とするためには、平素からの意見交換、訓練等を通じて基盤となる協力関係を構築・強化しておく必要がある。また、地域の安全保障上の問題についても、我が国と他国との間の問題意識の共有を図り、連携（現在及び将来の我が国の政策・方針に対する支持の確保を含む。）していくことが重要である。以上のような国際的な安全保障環境の改善のための連携の強化を図ることは、防衛交流の重要な意義・目的の一つである。

特に、我が国の同盟国であり、かつ、国際社会の平和と安定に中心的な役割を果たしている米国の同盟国・友好国との連携を強化していくことは重要であり、その際、このような米国の同盟国・友好国との連携強化が日米の安全保障面での関係強化につながり得ることに留意すべきである。平成17年10月の日米安全保障協議委員会における「日米同盟：未来のための変革と再編」では、国際的な安全保障環境の改善の分野における役割・任務・能力に関連する基本的考え方の一つとして、「自衛隊及び米軍は、国際的な安全保障環境を改善するための国際的な活動に寄与するため、他国との協力を強化する」ことを掲げている。また、自由と民主主義といった基本的価値は、国際社会の平和と安定にとって

重要な要素であり、このような基本的価値を共有する国との連携を強化していくことは重要である。

② 相互啓発（相互の政策立案能力等の向上）

安全保障・防衛政策、防衛力整備、情報、運用、教育、訓練、調達、技術研究開発、軍備管理・軍縮、施設等に関して、先進的な国や特色のある国の防衛当局との間で、意見交換その他の交流を進め、相互に政策等の参考とすることは有意義である。

また、我が国と同様に米国と同盟関係にある国、大国の周辺に位置する国、周囲に紛争又は紛争の原因となるような国際問題を抱える国等、安全保障環境上の共通性、安全保障上の共通関心事項を有する国との意見交換は、相互の政策の立案にとって有意義である。

(イ) 安全保障上の懸念事項の解消（不安定要因の顕在化の防止）

① 我が国の防衛政策等についての理解促進

我が国の防衛政策、防衛力等に関して他国が誤解や懸念を示している場合等に、我が国の防衛政策、防衛力等に関する他国の理解を促進し、信頼醸成を図ることは、防衛交流の重要な意義・目的の一つである。

② 交流対象国の政策、活動等についての懸念の伝達、その是正の働きかけ

他国等の政策・活動等が、我が国の懸念を惹起し、我が国や我が国周辺地域の安全保障に影響を及ぼす場合、我が国の懸念を明確に伝達し説明や是正を求めていくことは、防衛交流の重要な意義・目的の一つである。

3 防衛交流の手段

(1) 主体等による分類

防衛交流の手段には様々なものがあるが、副次的に2に掲げた意義・目的を果たし得るものも含めて、代表的なものをその主体等により整理・分類すると以下のとおり。

○ ハイレベル交流

大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、防衛審議官、幕僚長、防衛装備庁長官等による意見交換・協議（多国間を含む。）

○ 実務者交流

局長・部長等の実務者による意見交換・協議（多国間を含む。）

○ 部隊間交流

・ 部隊指揮官等による意見交換

- ・ 艦艇・航空機、音楽隊等の相互訪問
- ・ 訓練等の相互視察
- ・ 親善訓練・共同訓練（多国間を含む。）
- 教育研究交流
  - ・ 留学生の派遣・受入れ（多国間を含む：相手方が多国間枠組（NATO等）の場合）
  - ・ 教官、研究者による意見交換及び研究ネットワークの構築・発展（多国間を含む。）
- 情報交換
  - 情報担当者による国際情勢等に関する知見の交換等
- 装備・技術交流
  - 装備・技術担当者による意見交換等

## （２）参加国数等による分類

防衛交流として代表的なものは二国間交流であるが、多国間交流も様々な形で行われている。多国間交流をその参加国の数・性格により整理・分類すると以下のとおり。

- 少数の国によるもの（二国間交流に近い性格を有する）
- 相当数の国によるもの：我が国がその構成員である場合（ARF等）、我が国の交流相手が多国間枠組（NATO等）である場合

また、防衛交流には、政府主催のもののほか、民間主催の交流に政府職員が参加するものもある。

## 4 防衛交流のあり方に関する基本的考え方

### （１）効率的な防衛交流の実施

#### （ア）限られた資源（人員、予算）を効果的に活用する必要

防衛交流には、2において述べたような意義・目的があるが、同じ資源（人員、予算）を投入しても、交流対象によって、得られる結果には違いがある。厳しい財政事情等から行政全般について効率化・経費抑制が求められている状況も踏まえ、限られた資源を効率的・効果的に活用しつつ、具体的な交流案件を実施していく。

#### （イ）効率的な防衛交流の実施のための考慮事項

2において述べたように、防衛交流には、基本的な相互理解及び信頼・友好関係の増進という一般的な意義・目的のほか、①安全保障上の共通関心事項についての国際社会との協力関係の構築・強化（例えば、将来あり得る国際平和協力活動における協力）、②安全保障上の懸念事項の解消（不安定要因の顕在化の防止）といった具体的な意義・目的がある。

具体的な意義・目的は、交流対象によって異なり、共通の関心の程度／懸念（不安定要因となる可能性）の程度（同一の投資に対して如何なる効果をあげ得るかという観点も含む）、交流対象の我が国の安全保障への影響力により、共通関心事項について協力する意義や、懸念事項の解決を図る必要性が生じる。交流対象の我が国に対する安全保障上の影響力を測ることは容易ではないが、政治力、経済力、軍事力、地政学的位置等の国力が指標となるものと思われる。

以上より、以下の2つの要素（情勢等に応じて変化し得る。）を考慮し、交流対象に係るこれらの要素を総合的に勘案して、具体的案件の実施の適否を判断することとする。

①共通の関心の程度／懸念（不安定要因となる可能性）の程度

②我が国の安全保障への影響力（政治力、経済力、軍事力、地政学的位置等）の程度

## （2）意義・目的に応じた防衛交流の実施

2において述べたように、防衛交流には、①基本的な相互理解及び信頼・友好関係の増進、②安全保障上の諸課題への対応といった目的・意義があるが、防衛交流を効果的に行っていくため、交流対象毎に交流の目的・意義を明確化・具体化した上で、目的達成のためにハイレベル交流、実務者交流、部隊間交流、教育・研究交流等の各種の交流手段を効果的に活用していく。

また、安全保障上の関心事項や懸念事項を多国間で共有できる場合には、参加国が多くなればなるほど高度の合意形成や協力は困難になることにも留意しつつ、議題の設定等でのイニシアティブ発揮等により、適切な多国間の枠組を効果的に活用する。

## 5 今後の防衛交流の方向性

### （1）国際協力の強化に直接的に寄与する防衛交流の実施

国際的な安全保障環境の改善を図るための国際協力が二国間・多国間で積極的に進められている中で、平素からの協力関係の構築・強化が防衛交流の重要な意義となってきたりしている趨勢や国際平和協力活動等の本来任務化を踏まえて、問題意識の共有・政策協調に直結する対話、実際の活動における協力（例：多国間災害救援協力）に直結する議論、自衛隊の国際平和協力活動の円滑化に直結する共同訓練等の、国際協力の強化に直接的に寄与する交流を重視する。

### （2）多様な手段の活用による防衛交流の深化

国際情勢等の変化やこれまでの交流の積み重ねを踏まえて、二国間の対

話や協議にとどまらない多様な手段を活用して、防衛交流の深化を図る。

具体的には、相互の部隊視察や訓練へのオブザーバー派遣、各種フォーラム・シンポジウムやセミナー、留学生の派遣・受入れ、音楽隊の交流など、多様な防衛交流の手段をより効果的に活用し、信頼・協力関係の増進を図る。なお、その際、メディア等を通じた情報発信効果にも留意する。

また、従来は主としてそれぞれ固有の観点や所要に基づいて行われてきた情報交換及び装備・技術交流についても、防衛交流上の効果も視野に入れながら、これらを行っていく。

更に、様々な分野における自衛隊の卓越した能力を活用する形で、支援的性格を有する防衛交流、例えば、留学生の受入、軍備管理・軍縮分野等における技術上の協力を行うための職員の派遣、災害分野等における自衛隊の知見の提供、我が国周辺地域の国際情勢に関する知見の提供、高度の技術力を活用した技術分野での協力等を行っていく。

## 6 防衛交流の更なる推進のための検討

5に掲げた方向性に沿った交流であるが、新たな法的・政策的枠組を必要とするものについては、防衛省・自衛隊側のニーズや相手国側のニーズも踏まえて、その実施の適否を検討する。なお、我が国固有の法的・政策的枠組や新たな動向について、諸外国に説明していくことも重要である。

## 7 防衛交流の実施における留意事項

防衛交流の具体的実施に際しては、次の諸点に留意してこれを行うものとする。

### (1) 防衛省本省の内部部局、各幕僚監部、防衛装備庁、各機関における連携強化

防衛交流事業を実施する防衛省本省の内部部局、各幕僚監部、防衛装備庁、各機関にあつては、各防衛交流事業の内容、時期等の適切性に留意し、防衛省全体としての整合性を確保しつつ、防衛交流の目的を効果的かつ効率的に達成するため、相互に各防衛交流事業の内容、時期等を十分な時間的余裕をもって事前に調整する。この際、必要に応じ課長級等の調整会議を実施する。また、各事業の終了後、必要に応じ、当該事業の結果等について速やかに他の関係各課、各幕僚監部、防衛装備庁、各機関に対し連絡することとする。

### (2) 防衛駐在官との連携強化

防衛交流の拡大・深化に伴い、防衛交流における防衛駐在官の役割も増大しており、防衛駐在官制度の運用にあたっては、かかる役割増大を

考慮する必要がある。防衛省本省の内部部局、各幕僚監部、防衛装備庁、各機関にあっては、防衛交流事業の円滑な実施に資するため、各地の防衛駐在官と緊密な連携を図ることとし、このため、各防衛交流事業の企画段階から関係の防衛駐在官との間で情報・意見交換を積極的に実施する。また、各事業の終了後、速やかに関係する防衛駐在官と当該事業の結果等を共有することとする。

### (3) 情報保全の徹底

防衛交流においては、本来秘匿すべき情報の流出の可能性に十分留意する必要がある。したがって、防衛省本省の内部部局、各幕僚監部、防衛装備庁、各機関にあっては、各防衛交流事業を実施する際、情報保全（秘密保全、隊員保全、組織・行動等の保全及び施設・装備品等の保全）に関して、関連規則を遵守するよう徹底する。

### (4) 政府関係部局との調整

政府全体としての整合性を損なわないよう、必要に応じ、外交当局をはじめとする政府関係部局と調整を行う。

### (5) 米国との連携

同盟国たる米国の政策・方針に留意し、また、我が国の効果的な防衛交流に資する場合には、必要に応じ、米国との連携を図る。

### (6) 在京武官との調整

防衛交流の円滑な実施に資するため、必要に応じ、在京武官と調整を行う。

## 8 本基本方針の今後の見直し

国際情勢の変化等により必要と判断される場合には、本基本方針を見直す。

## 9 地域別及び国別の交流の在り方の策定

防衛大臣は、1から5までにおいて述べた内容を踏まえて、地域別及び国（多国間枠組を含む。以下同じ。）別に、別文書（部内文書）により交流の在り方を策定する。右においては、国際的な安全保障環境、特に地域の安全保障環境の改善に関する戦略的な考え方に基づき、各軍種等の特性を踏まえつつ、交流の意義・目的、対応方針等を、各地域（我が国の安全保障との関係上ある程度共通性が認められる単位）について概観した上で、それらを国別に整理する。

防衛大臣は、必要に応じ、地域別及び国別の交流の在り方を見直す。

## 10 防衛交流企画・実施体制の拡充及び中期的な防衛交流計画の策定

「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」に示された「国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組」、「(防衛交流等の)国際社会の平和と安定に資する活動を積極的に推進」といった考え方を具現化するとともに、本基本方針に基づく防衛交流の企画・実施を可能とするため、国際政策課をはじめとする防衛交流担当部局の体制を強化する。

防衛大臣は、政府として策定する中期的な防衛力整備計画との整合性を確保しつつ、その策定・見直しに合わせて、同じ期間を対象とする防衛交流の企画・実施に係る体制並びに5に掲げた方向性を踏まえた予算のあり方・方向性及び主要事業を内容とする中期的な防衛交流計画の策定・見直しを行う。各年度の予算編成においては、中期的な防衛交流計画を可能な限り反映させる。ただし、最初の防衛交流に係る中期的な防衛交流計画は、中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）がその策定から3年後の平成19年末に必要な応じ見直すこととされていることを踏まえ、平成19年に、中期防衛力整備計画の残りの期間を対象に策定することとする。

## 11 防衛交流に関する委員会の設置

本基本方針の下、防衛交流が効果的に実施されるよう、地域別及び国別の交流の在り方、中期的な防衛交流計画、重要な交流事業その他の重要事項についての検討を行うため、防衛審議官を長とする委員会及びその下で作業を行う部会（いずれも省内関係部局を含む。）を設置する。